

かんたん！ 便利な口座振替にしませんか？

依頼書に必要な事項を記入・押印するだけで申し込みが完了します。

ご指定いただいた口座から自動的に納付できますので、金融機関や市役所に出かける手間が省け、納め忘れることもありません。

1 申込場所

下記の市内金融機関、もしくは市役所納税課・総合支所・支所に依頼書が備え付けてありますので、その場で記入、提出していただけます。

なお、遠方にお住まいの方は依頼書を郵送いたしますので市役所納税課までご連絡ください。

2 必要なもの

預貯金通帳・通帳の届出印・通知書番号がわかるもの（納税通知書・領収書等）

3 申込期限等

申込日から口座振替の開始までは45～60日間かかります。

目安として、15日まで申し込みした分については翌月の月末から、16日以降に申し込みした分については翌々月の月末から、口座振替が開始になります。

お取扱いできる金融機関

- ・七十七銀行
- ・石巻信用金庫
- ・仙台銀行
- ・石巻商工信用組合
- ・東北銀行
- ・岩手銀行
- ・北日本銀行
- ・荘内銀行
- ・東北労働金庫
- ・ゆうちょ銀行
- ・いしのまき農業協同組合
- ・宮城県漁業協同組合

口座振替できる税金等

- ・市県民税※
 - ・固定資産税
 - ・軽自動車税
 - ・国民健康保険税※
 - ・介護保険料※
 - ・後期高齢者医療保険料※
 - ・保育所保育料
 - ・下水道事業受益者負担金
 - ・児童クラブ負担金
 - ・防災集団移転用地貸付料
- ※普通徴収の方に限ります。



「残高不足」等で振替日に振替できなかった場合は、翌月（振替日が月初めの場合はその月）の15日頃に再振替を行っています（市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・下水道受益者負担金のみ）。

- ◎ 国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法が特別徴収（年金からの天引き）の方は、届け出を行うことにより、特別徴収を中止して普通徴収（口座振替のみ）に変更することができます。市役所保険年金課または各総合支所市民生活課までお問い合わせください。
- ◎ 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付に口座振替を利用されている方は、これまで12月に1年間の納付内容について「口座振替済通知書」を発送してきましたが、平成29年分から廃止させていただくことになりました。これは、口座振替の内容確認が通帳の記帳により可能なこと、さらに経費削減および省資源化推進のためです。ご理解とご協力をお願いします。
- ◎ 車検（継続検査）が必要な車両の軽自動車税については、車検（継続検査）用納税証明書を毎年6月中旬に発送します。なお、車検は有効期限の1か月前から受けることができ、5月31日までに車検を受ける場合は、平成28年度の車検（継続検査）用納税証明書をお使いいただけますので、お早めの車検をお勧めいたします。
6月に車検有効期限を迎える軽自動車をお持ちで6月になってから検査を受ける方について、郵送前に納税証明書が必要な場合は、市役所市民税課、各支所、各総合支所の窓口で交付いたします。その際は、口座振替されたことが確認できる通帳等をお持ちください。

口座振替に関するお問い合わせ

石巻市役所 財務部 納税課 TEL 0225-95-1111 （内線3135）